

さくら市学校給食センター給食配送業務委託
仕様書

令和6年6月

さくら市教育委員会

さくら市学校給食センター給食配送業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、さくら市学校給食センターに係る給食配送業務に関し、安全・安心で衛生的な学校給食を児童生徒等に提供するため、受託者（以下「乙」という。）が行う必要な業務内容を定めたものである。

2 履行場所

さくら市学校給食センター（以下「センター」という。）及び給食受配校（小学校6校、中学校2校）

(1) センター さくら市鷺宿 4432 番地 2（建設予定地）

(2) 受配校

| | |
|----------|---------------|
| ア 氏家小学校 | さくら市氏家 2491 |
| イ 押上小学校 | さくら市長久保 814 |
| ウ 熟田小学校 | さくら市狭間田 1702 |
| エ 上松山小学校 | さくら市氏家 3496 |
| オ 南小学校 | さくら市氏家 1061-3 |
| カ 喜連川小学校 | さくら市喜連川 3911 |
| キ 氏家中学校 | さくら市氏家 3243 |
| ク 喜連川中学校 | さくら市喜連川 5691 |

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年7月31日まで

4 習熟期間

習熟期間（以下「期間」という。）とは、契約締結日の翌日から令和7年8月26日までを示し、次の事項を実施するものとする。

(1) 乙は、センターの指示により、契約締結後、業務開始前までに業務を履行する上で必要な事項について習熟しなければならない。

なお、契約締結後速やかに習熟期間業務計画書を提出し、実施後においては報告書を提出すること。

(2) 乙は、期間内に本業務の遂行にあたり人員の確保等の準備を行うとともに、配送計画に基づく試験走行の実施、受配校の施設状況（運行通路、積卸場所、配膳室等）確認を行うとともに、センターと必要な調整等を十分に行うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の業務については、乙が自己の負担と責任において行うものとする。

(4) 配送業務の試行（リハーサル）について

令和7年9月からのセンター稼働に向けて、乙は給食配送業務の試行（リハーサル）を行う。

ア 実施時期

令和7年8月

イ 実施内容

実施日及び配送先等の詳細は、センターと乙で協議し、別に定める。

5 業務日及び業務時間

(1) 年間の業務日は、受配校の給食実施日とする。

(※注 給食実施日数は、年間200日程度を見込む。)

(2) 業務時間は、原則として午前10時00分から午後3時までとする。

但し、受配校の学校行事等により、給食時間に変更が生じる場合には、センターは事前に乙に通知を行い、時間を延長又は短縮することができる。

6 業務の概要

(1) 乙は、原則として、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を配送用車両（以下「車両」という。）1台につき運転手1名（計6名）を配置して、次に掲げる事項を行う。また、乙はセンターと協議して適宜見直しを行うことができる。

ア 配送用コンテナ積載業務

「学校給食配送計画」（別紙：資料1）に基づき、センターにおいて指定された配送用コンテナ及びアレルギー対応食（別容器等にて配送予定）を車両へ積載する。

イ 配送用コンテナ配送業務

「学校給食配送計画」（別紙：資料1）に基づき、センターから配送用コンテナを受配校へ運搬し、各配膳室内の指定場所への搬入を行う。その際、正しく搬入されたことを各受配校に配置されている配膳員と確認し、搬入・搬出記録簿へ必要事項の記載を行う。

ウ 配送用コンテナ回収業務

受配校の指定場所から配送用コンテナを車両へ積載し、センターへ配送する。その際、学校からの嘔吐食器等については、感染症対策のため通常の食器とは別に保管し、センター職員に引き渡すこと。

エ 配送用コンテナ積降業務

受配校から回収した配送用コンテナをセンターにて車両から積降を行う。

オ 前各号の付帯する業務

上記各項目の業務に伴う必要な業務の実施にあたっては、調理業務受託業者と連携

し、不明な点については、センターと協議して対応を行う。

- (2) 乙は、センターが指示する項目を記載した日々の運行記録を業務実施日毎にセンターに提出する。

毎月の業務が完了したときは、その都度翌月の5日までに完了報告書を提出する。(但し、3月の業務分については同月末とする。)

- (3) トラック管理業務

トラックは、配送業務の開始前と開始後に点検及び架装等の清掃、洗浄、消毒等を行い、常に安全的かつ衛生的に保つようすること。

- (4) その他センターが指示する業務

- ア 配送業務にあわせ、センターや受配校からの給食に関する文書(献立等)の運搬
- イ 大規模災害が発生し、近隣避難場所において炊き出し等が必要となった場合は、市と連携してできる限り協力すること。

7 調理業務従事者の採用について

- (1) 本業務委託開始から円滑に業務を実施するため、現在、給食センターに勤務する職員で、継続して勤務を希望する者は、優先的に採用するよう努めること。また、市会計年度任用職員を採用する場合は、その賃金について、従前の水準を下回らないよう努めること。
- (2) 新規採用については、さくら市に居住する者を優先的に採用するよう努めること。

8 乙の遵守事項

- (1) 業務従事者に対し、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取扱いができるよう指導すること。また、学校給食法、食品衛生法及び「学校給食衛生管理基準」その他関連法規及び関連要綱等を遵守すること。

なお、業務にあたっては、受配校の学校敷地内における児童生徒の安全確保を最優先とし、円滑な業務が遂行できるよう指導すること。

- (2) 業務従事者の中から業務責任者を1名選任し、業務の円滑な実施についてセンターとの連絡調整や業務従事者に対する指導監督を行わせること。
- (3) 業務責任者及び業務従事者(代替業務従事者を含む。)に関する名簿をセンターに提出すること。変更が生じる場合はその都度届け出ること。

なお、頻繁に交代することのないよう安定した配置に配慮すること。

- (4) 業務従事者の服装は、乙の負担において食品の運搬に適した清潔な白衣、ヘアキャップ、帽子、ドライシューズ、マスク、手袋等(以下「白衣等」という。)を整備し着用させること。

コンテナ積載時は荷下ろし操作に適した保護帽を着用すること。

- (5) 貨物自動車での荷役作業時に係る労働安全衛生規則等の一部改正(令和6年2月1

日施行)に伴い、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業には特別教育が義務化が必要になったため、従事者にはその特別教育を受講させること。

- (6) 乙の負担において、業務従事者に対し、年1回以上の健康診断及び毎月2回以上の赤痢菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌(O157等)に係る検便検査を行うこと。また、10月から3月の期間には、月1回のノロウイルス好感度検査を加えて行うこと。

検便検査結果は、検便の都度センターに提出すること。検便検査で陽性反応が現れた場合は、速やかにセンターに報告し必要な指示を受けること。

- (7) 業務従事者が下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状を有しているときは、配送業務に従事してはならない。また、化膿性疾患が手指にある場合は手袋を着用し、コンテナや施設に直接触れないようにする。いずれの場合においても医療機関に受診させ、その指示を励行させること。
- (8) 本人または同居人等がノロウイルスに罹患した場合は、直ちにセンター長に報告するとともに、検査で陰性となるまでは配送業務に従事してはならない。この場合において、従事再開の時期は、同居人の状態も鑑みセンター長と協議の上決定すること。
- (9) 配送に用いる車両については、必要な日常点検を行い、異常が発見された場合は、速やかにセンターに報告し指示を受けること。

なお、乙の負担において、車両を常に清潔を保つこと。特に、荷台内部は業務開始前の清掃実施を励行させること。また、車両には必要な清掃用具を常備しておくこと。

- (10) 非常時に備え、携帯電話又は無線等の即時対応が可能な連絡体制を整えること。

9 業務従事者の遵守事項

- (1) 配送開始10分前には、車両の点検及び業務連絡等の確認を終え、業務への支障のないよう万全を期すこと。
- (2) 服装は、乙で配備された白衣等を着用すること。
- (3) 配送・回収業務の途上において、受配校及びセンターへの予定到着時刻に遅れる事由が発生した場合等には、速やかに連絡し必要な指示を受けること。
- (4) 市が定める健康管理表に基づき業務日毎の記録を指示し、センターに提出すること。
- (5) 交通法規を遵守し交通安全に努めること。特に、学校敷地内では学校長の指示に従い児童生徒の安全確保に最大限の注意を払い事故防止に努めること。
- (6) 業務上知り得た内容は、他に漏らさぬこと(情報管理の遵守)。

10 受配校別積載コンテナ数量

受配校別のコンテナの積載数量は「受配校別コンテナ数量表」(別紙:資料2)のとおりとする。

なお、コンテナ1台あたりの重量は、食器等を積載した状態で500Kg以内とする。

11 配送車両

- (1) 配送に用いる車両は、コンテナ(別紙：資料3)を4台積載可能な車両(2t 小型トラック)4台と、コンテナを5台積載可能な車両2台とする。なお、車両は新車・中古車を問わない。
- (2) 車両は乙が調達し、「車両仕様書」(別紙：資料4)を参考に新給食センターのプラットフォーム(別紙：資料5)及び各学校の給食配膳室(現在設計中)で積降可能な車両とし、車両の維持及び運行に要する一切の経費は乙が負担する。
- (3) 車両は日々の業務終了後、乙の事業所で保管すること。
- (4) 車両は本業務以外に使用してはならない。但し、センターの承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 使用する車両は自動車保険(自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償の任意保険)に加入し、その保険証券の写しを提出すること。
なお、毎年センターが指定する日(原則として各年度の業務開始日の1週間前まで)に、自動車検査証の写しを提出すること。
- (6) 事故等の際に、直ちに対応が可能となる連絡体制及び代替の車両で対応ができるような体制を整えること。
- (7) 車両側面に発注者が指定した文字・イラストを施すこと。

12 権利義務等の譲渡の禁止

乙は、第三者に対し業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利又は義務を譲渡し若しくは継承させてはならない。

但し、市が事前に承諾した場合は除く。

13 損害賠償責任

次のいずれかに該当する場合は、乙はその損害を賠償する。

- ・業務の処理に関し、市又は第三者に損害を与えたとき。
- ・次項14の規定により、契約が解除された場合において市に損害を与えたとき。

14 契約の解除

乙が業務を完全に履行しないとき、又は契約に違反したときは、市はいつでも契約を解除することができる。

この場合損害が生じても、市はその責めを負わない。

15 その他

- (1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守し、乙の都合により業務に支障がない

よう配慮するとともに、その責任を負うものとする。

- (2) センターが必要と認めた場合には、乙に対し、関係資料の提出を求め、必要に応じて立入検査等を実施する。
- (3) この仕様書に記載していない事項について疑義が生じた場合には、センター及び乙の双方で協議して解決を図るものとする。